

●香川県告示第552号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年12月19日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

観音寺市坂本町五丁目18番37号

株式会社加ト吉 代表取締役 金森 哲治

(2) 事業場の所在地及び名称

三豊市山本町神田3542-1

株式会社加ト吉 山本工場

(3) 特定施設に関する事項

設置しようとする特定施設

種	類	冷凍調理食料品製造業の用に供する原料処理施設	
能	力	①200 L 1基、②500 kg/h 1基、③600 kg/h 2基 ④400 kg/h 1基	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可日	
	工事完成予定年月日	工事着手より7日後	
	使用開始予定年月日	完成日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		①③④断続9間使用、②連続9時間使用	
排出さ れる汚 水等の 汚染状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	①④6.0~7.5、②③6.0~8.0	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	①500、②④300、③1,200	①600、②350、③1,400 ④320
	化学的酸素要求量 (mg/l)	①300、②120、③1,100 ④100	①400、②180、③1,200 ④140
	浮遊物質 (mg/l)	①250、②120、③550、④140	①300、②150、③750、④180
	窒素含有量 (mg/l)	15	40
	りん含有量 (mg/l)	5	10
排出される汚水等の量 (m ³ /日) (1基あたり)		①②3、③9、④2	①②3、③9、④2

変更しようとする特定施設

種	類	冷凍調理食料品製造業の用に供する湯煮施設
能	力	11.5m ³
工 期	工事着手予定年月日	既設
	工事完成予定年月日	既設

等	使用開始予定年月日	許可後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続20時間使用	
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	6.0~8.0	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	1,050	1,250
	化学的酸素要求量 (mg/l)	1,000	1,100
	浮遊物質 (mg/l)	500	700
	窒素含有量 (mg/l)	15	40
	りん含有量 (mg/l)	5	10
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		(変更前) 30 (変更後) 38	(変更前) 35 (変更後) 47

種	類	冷凍調理食料品製造業の用に供する洗浄施設	
能	力	①460 L 1基、②330 L 1基、③320 L 1基 ④250 L 1基	
工 期 等	工事着手予定年月日	既設	
	工事完成予定年月日	既設	
	使用開始予定年月日	許可後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続20時間使用	
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	①②③6.0~8.0、④6.0~7.5	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	①②③1,050、④150	①②③1,250、④200
	化学的酸素要求量 (mg/l)	①②③1,000、④140	①②③1,100、④190
	浮遊物質 (mg/l)	①②③500、④180	①②③700、④220
	窒素含有量 (mg/l)	15	40
	りん含有量 (mg/l)	5	10
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		①②③の合計 (変更前) 70 (変更後) 88 ④(変更前) 1 (変更後) 2	①②③の合計 (変更前) 75 (変更後) 100 ④(変更前) 2 (変更後) 3

また、既設特定施設を20基移設する。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更無し。

(5) 排出水の汚染状態及び量

区分	第 1 排 水 口	
排水	通常	最大
項目		

の汚染 状態	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	25	30
	化学的酸素要求量 (mg/l)	30	40
	浮遊物質 量 (mg/l)	30	40
	窒素含有量 (mg/l)	5	20
	りん含有量 (mg/l)	2	3
	ノルマルヘキサン抽出 物質含有量 (mg/l)	5	6
	大腸菌群数 (個/cm ³)	2,000	3,000
排出水の量 (m ³ /日)	705	798	

(備考) 今回特定施設の設置及び一部既設特定施設の稼働時間の延長により汚水等の量が増加するが、一部既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に変更はない。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成20年12月19日から平成21年1月9日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

三豊市市民部環境衛生課